協議第２３号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年7月３１日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　　中　村　　功　一

記

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

１．合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
２．合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
３．合併後、逐次制定し、施行させることとするもの

資　料　1

協議事項	条例、規則等の取扱い	協定項目№	14

例規集登載の現況

	条例	規則	その他（規程、規約等）
八日市市	182	196	257
永源寺町	165	122	105
五個荘町	168	122	49
愛　東　町	131	109	49
湖　東　町	144	100	64

調整の具体的な内容

条例･規則等の整備方針

新市発足時には、八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町の条例･規則等はすべてその効力を失うこととなる。
そのため、新市において新たに条例･規則等を制定し、施行させる。
なお、条例･規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議･確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。

施行の方法による区分

(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの

新設合併であるため、新市の発足とともに従来の条例・規則等は、すべて効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。

制定手続による分類

・条例…制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。
（地方自治法第179条第１項）

・規則、訓令、その他…制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。
（地方自治法第15条第１項）

(2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

新市の条例・規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則を新市の条例・規則として引き続き施行させる。
（地方自治法施行令第3条）

(3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの

ア　市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの
（議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等）

イ　新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの

関　係　法　令

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（規則）
第１５条　普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

（長の専決処分）
第１７９条　普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第１１３条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。
２　議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
３　前２項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第３条　普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第１条の２の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

資　料　2

協議事項	条例、規則等の取扱い	協定項目№	14

例　規　の　区　分　図

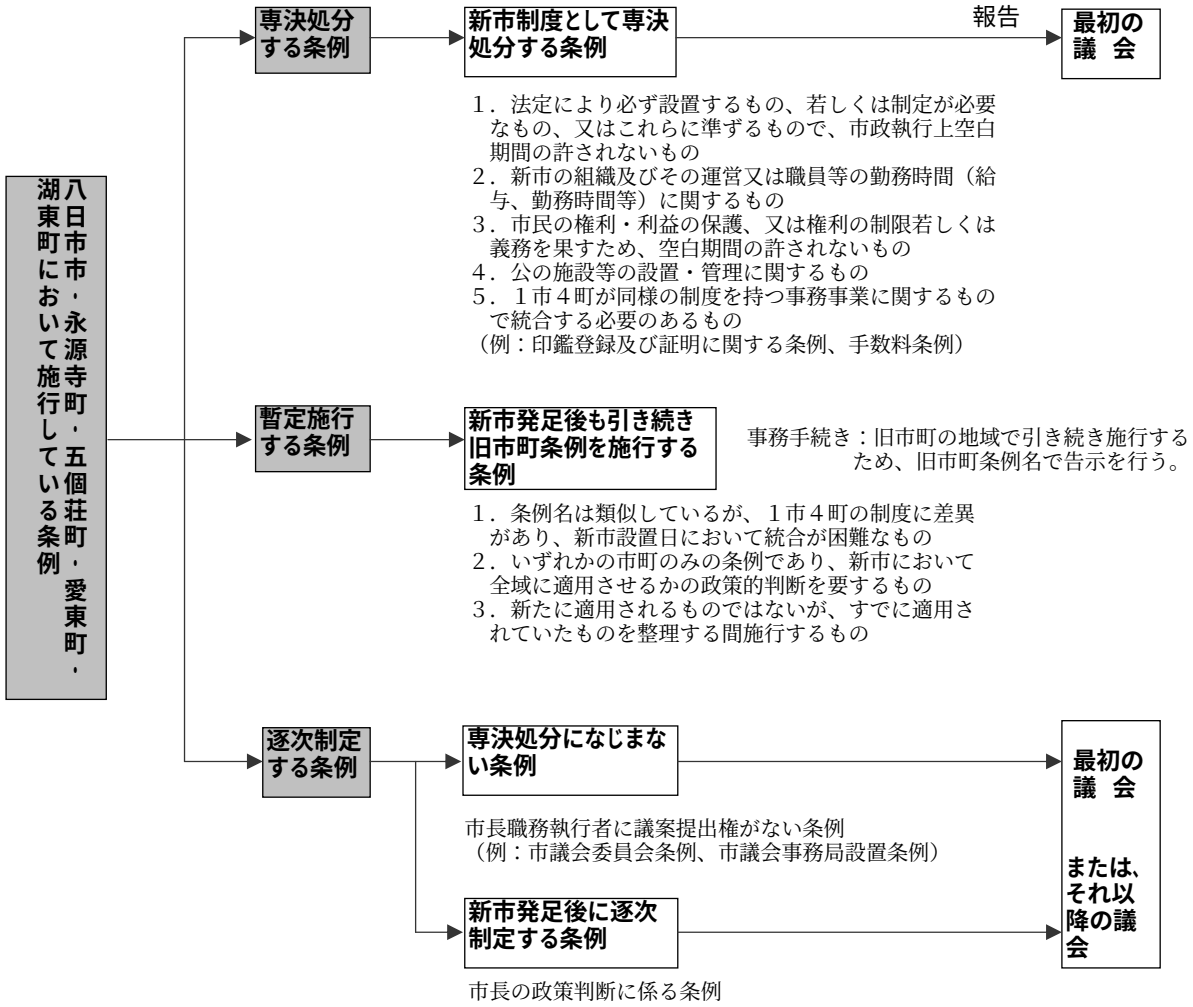

先　進　事　例

市町村名	条例、規則等の取扱い
あきる野市	(1)　2市町同一又は一方のみに定めている条例、規則等については、基本的に現行の例によるものとし、双方に相違又は類似している条例、規則等については、いずれかを基本として整理又は双方協議調整して統一化を図り、事務事業に支障のないような適切な措置を講ずるものとする。 (2)　使用料、手数料、補助金又は各種事務事業の取扱い等の協議と関係する2市町の条例、規則等については、それぞれの調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。
篠 山 市	(1)　4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。 (2)　類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 (3)　合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。
西東京市	条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。 ①合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの ②合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの ③合併後、逐次制定し、施行させるもの
さいたま市	条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。